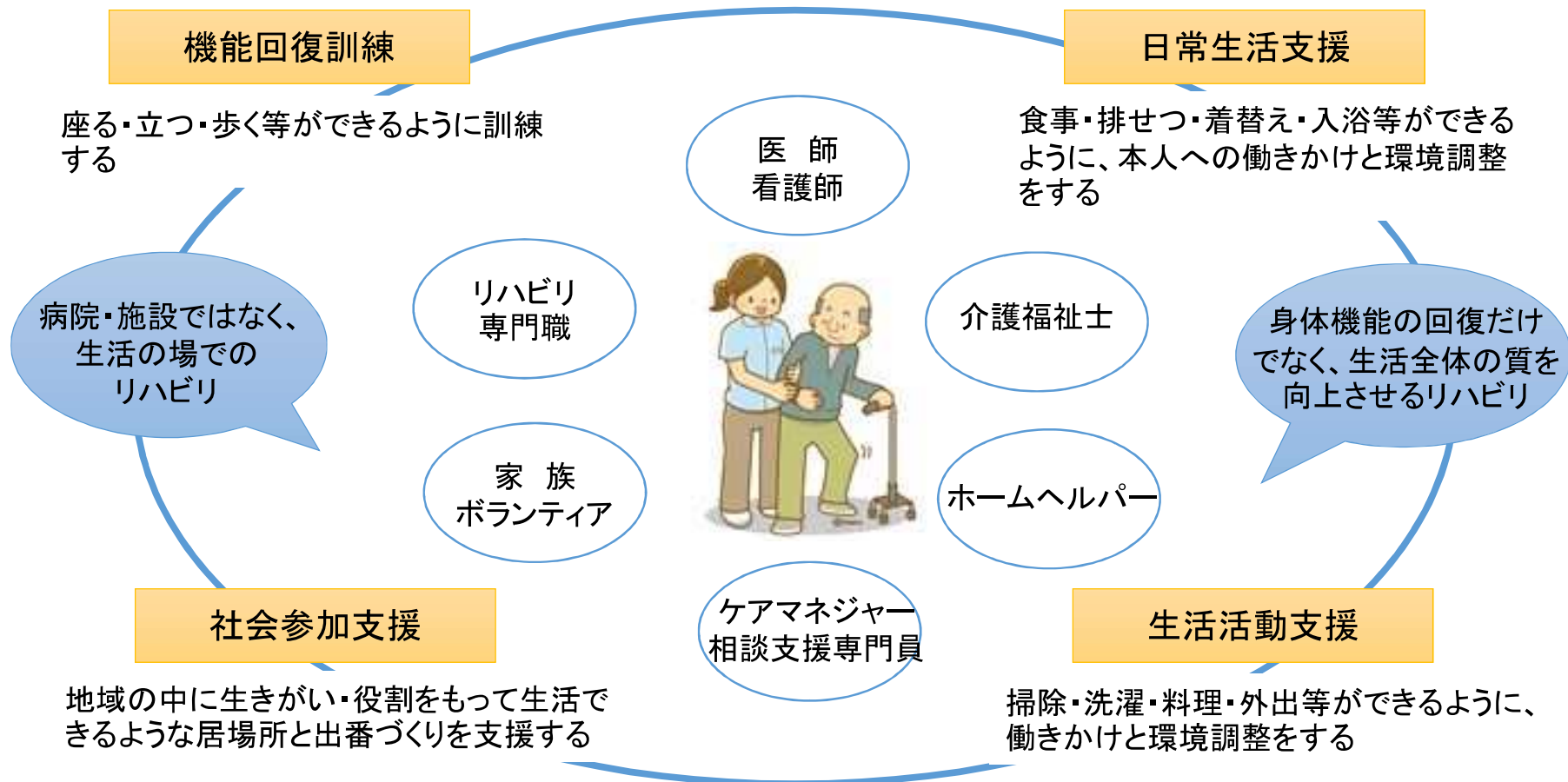
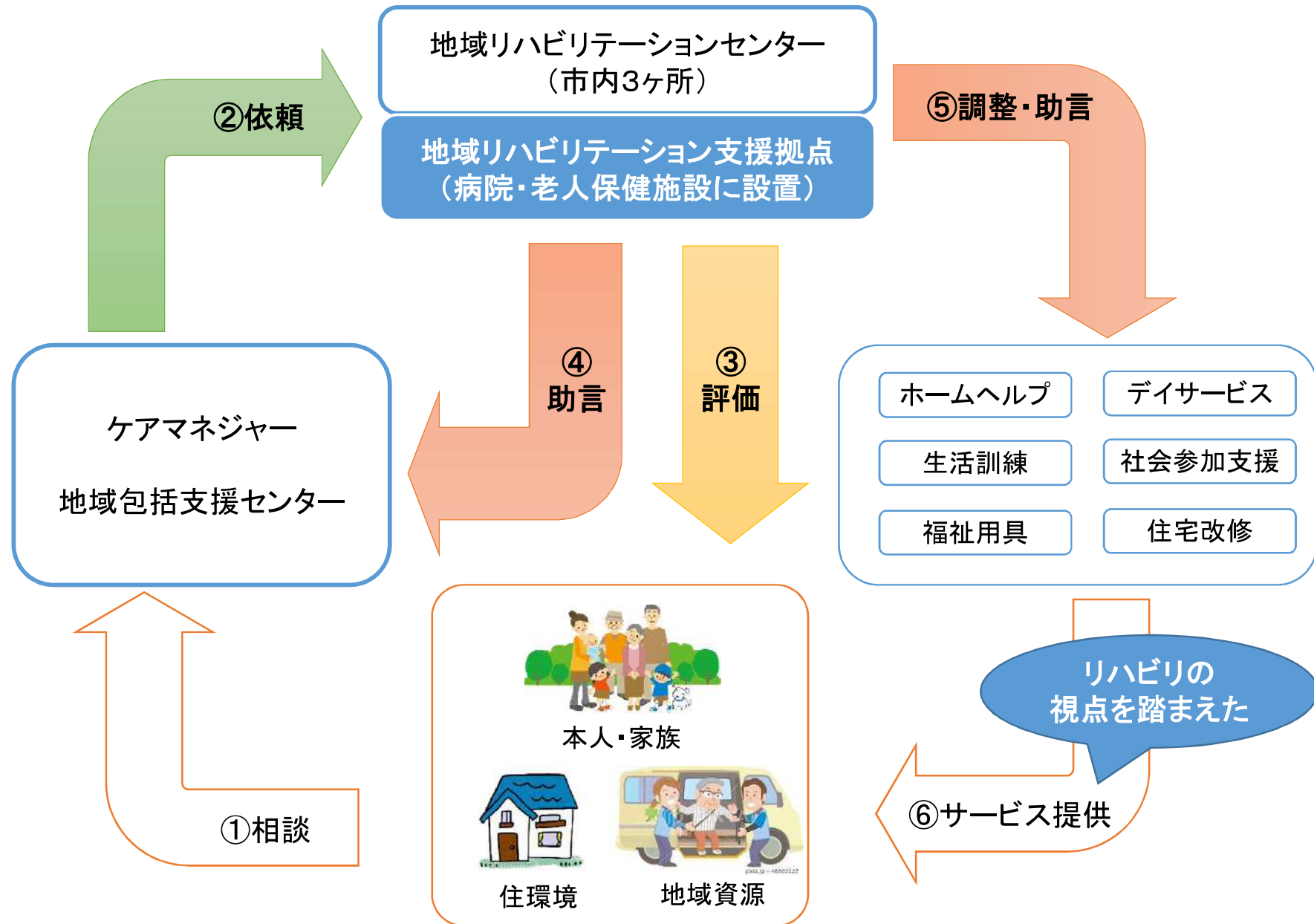


地域リハビリテーションの推進

- 体を動かせるようにするだけでなく、食事ができるようにする、洗濯をできるようにする、働けるようにするといった生活全体を支える取り組みを推進
- 病院や施設ではなく生活の場である地域の中で、リハビリ専門職だけでなく、生活に関わるあらゆる方が担い手となってリハビリテーションを展開することにより、住み慣れた場所で、質の高い生活を送り続けられるよう支援



高齢者分野における地域リハビリテーション体制の整備



地域リハビリテーション支援拠点事業の概要

1. 事業の目的

今後のさらなる要介護高齢者の増加を見据え、質の高い在宅医療・介護サービスを包括的かつ効率的に提供できるようにするため、相談支援・ケアマネジメントのプロセスにリハビリ専門職が関与する体制を構築し、サービスの質の向上と多様な分野の連携を促進する。

2. 業務内容

- ①介護支援専門員等の求めに応じて、リハビリ専門職が、利用者宅への訪問やカンファレンスへの同席、介護サービス事業所への助言等を行いながら、サービスの導入に必要な評価やサービス内容の調整等を支援する。
- ②医療機関・介護保険施設・居宅介護サービス事業所・地域包括支援センター等が実施する地域住民を対象とした事業等に対して、リハビリ専門職が助言等を行いながら、地域リハビリテーションを普及・啓発する。

3. 対象エリア

地域リハビリテーション支援拠点施設から、自動車で概ね30分の範囲

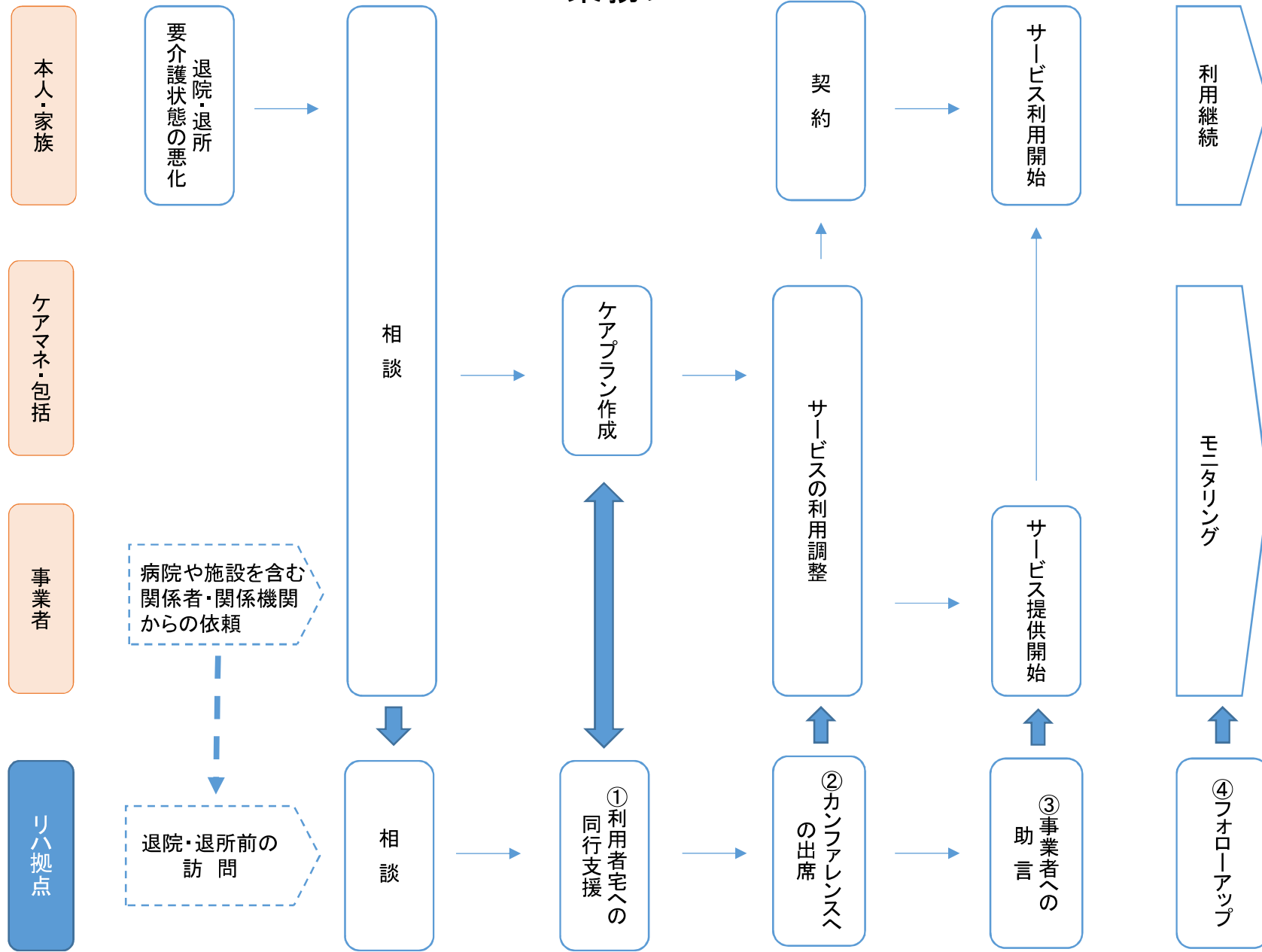
4. 職員配置

- (1)コーディネーター(リハビリ専門職)
- (2)調整員(ソーシャルワーカー等)

地域リハビリテーション支援拠点事業業務・受託事業所

- (1)川崎協同病院
- (2)総合川崎臨港病院
- (3)介護老人保健施設千の風・川崎
- (4)介護老人保健施設樹の丘
- (5)介護老人保健施設たかつ
- (6)老人保健施設レストア川崎
- (7)介護老人保健施設よみうりランドケアセンター
- (8)麻生リハビリ総合病院

業務フロー



退院時は、可能な限り同日に訪問

概ね3ヶ月で終結